

流動性に係る健全性を判断 するための基準に係る事項

I. 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	102
2. 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	102
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	102
4. その他流動性カバレッジ比率に関する事項	102
II. 流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	103
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	103
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	103
III. 流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
1. 連結流動性カバレッジ比率	104
2. 単体流動性カバレッジ比率	105

銀行法施行規則（1982年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項（2015年金融庁告示第7号）に基づく開示。

流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項

I. 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

適格流動資産が増加したことなどから、連結流動性カバレッジ比率は前四半期比20.1%ポイント上昇の191.8%、単体流動性カバレッジ比率は前四半期比19.8%ポイント上昇の195.5%となりました。

2. 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

当行の流動性カバレッジ比率は、規制値の最低要件100%を上回る水準となっており問題ありません。

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

当行の算入可能適格流動資産の構成は、レベル1資産97%、レベル2 A資産2%、レベル2 B資産1%となっております。

4. その他流動性カバレッジ比率に関する事項

(1) 適格オペレーショナル預金に係る特例について

適格オペレーショナル預金に係る特例は採用しておりません。

(2) シナリオ法による時価変動時所要追加担保額について

シナリオ法を採用しておりません。

(3) その他偶発事象に係る資金流出額について

その他偶発事象に係る資金流出額には投資事業組合未引出額を計上しております。

(4) その他契約に基づく資金流出額について

連結流動性カバレッジ比率を算出するにあたり、連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、簡便的な計算として流動負債をその他契約に基づく資金流出額に計上しております。

(5) その他契約に基づく資金流入額について

該当事項はありません。